

報告タイトル：

**リスボン条約における EU の目的としての社会的市場経済  
- オルド自由主義の系譜としての経済秩序理論とその意義 -**

黒川 洋行（関東学院大学教授）

**【報告の成果と課題】**

本報告では、第 31 回日本 EU 学会における研究報告を踏まえ、戦後ドイツの経済政策運営の根本的理念である「社会的市場経済」( Soziale Marktwirtschaft ) について、考案者であるアルフレート・ミュラー＝アルマックの言説に立ち返り、その本源的な定義と理論的特徴を明らかにするとともに、それがリスボン条約体制における EU の経済秩序モデルたりえるかどうかにつき改めて論じた。本報告の概要は次のとおりである。

1．社会的市場経済とは、市場経済という競争秩序の制度的基盤の上に、「個人の自由」と「社会的公正」という 2 つの目標的価値を総合させるための経済秩序理論である（なお、それに基づく具体的な経済政策あるいは経済の状態をさして用いられる場合もある）。社会的市場経済の意義は、20 世紀に入り次第に問題点を露呈した自由放任による旧来型の自由主義と、新たに台頭した社会主義計画経済による二項対立を克服し、市場経済システムと介入による政府の役割を理論的に統合することにより、両者の関係を止揚した点にある。

2．社会的市場経済がオルド自由主義 ( Ordo-liberalismus ) の系譜としての経済理念である点を明らかにした。オルド自由主義は、ヴァルター・オイケンや、フランツ・ベームらのフライブルク学派による欧州のネオリベリズムの潮流であり、オイケンの主著『経済政策原理』にみられるように、構成的原理・規制的原理・補完性原理などが、社会的市場経済に対して強い影響を与えていることを明らかにした。

3．社会的市場経済という用語は、リスボン条約第 3 条 3 項において、EU がめざすべき目的の 1 つとして、はじめて EU 条約上に明記された。本報告では、リスボン条約体制における経済秩序を、オルド自由主義的な観点から規範的に分析した。自由で開かれた市場、競争秩序の確立 ( EU 競争法 )、通貨政策の優位 ( すなわち通貨政策を担う ECB の強い独立性 ) や物価安定目的の優先などが、オルド自由主義の重要な構成要素であることを論じ、EU の経済秩序 ( 経済ガバナンス ) を社会的市場経済の概念により再構成した。

本研究の課題として、社会的市場経済がめざす理念が、ヨーロッパ・レベルで実現されるかどうかについて、加盟各国による経済政策と EU による監視・調整プロセスがいかにして有効に機能するか今後注視する必要がある。また、中東欧諸国の EU への統合に関し、社会的市場経済の概念がいかに機能するかが検討されなければならないだろう。

(以上)